

高校生用パンフレット「甘い言葉にだまされないで」

内容の訂正について

パンフレットに「大麻取締法」の記載がありますが、令和5年12月に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立し、令和6年12月12日にその一部が施行されました。

今回の法律改正により、「大麻取締法」の名称が変更になり、大麻等の不正な施用についても麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）が適用されることとなります。

本パンフレットを使用する際は、担当学校薬剤師が改正点を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

一般社団法人岩手県薬剤師会